

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス(法令等遵守)は経営の最重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、お客様をはじめとするステークホルダーからの信頼を確立するべく、ソニー損保は、以下のコンプライアンス基本方針に基づいて、事業活動を行っています。

コンプライアンス基本方針(抜粋)

1. 「法令等」についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
2. お客様本意で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
3. お客様にとってわかりやすく、かつ正確に理解して頂ける募集資料・広告の作成等により、保険募集における適切性を確保します。

行動規範

ソニー損保は、ソニーグループの一員として、ソニーグループのすべての取締役、役員および従業員が遵守すべき基本的な内部規範として定められている「ソニーグループ行動規範」を会社の行動規範としています。

コンプライアンス推進体制

ソニー損保では、コンプライアンス統括部門の一元的管理のもと、各部門が主体となって、コンプライアンスの推進を図っています。

■ コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部門が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

■ コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルを制定し、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、基本方針や行動規範、推進体制などを掲載するほか、遵守すべき法令等について事例集で解説することで社員が理解を深められるよう、工夫しています。

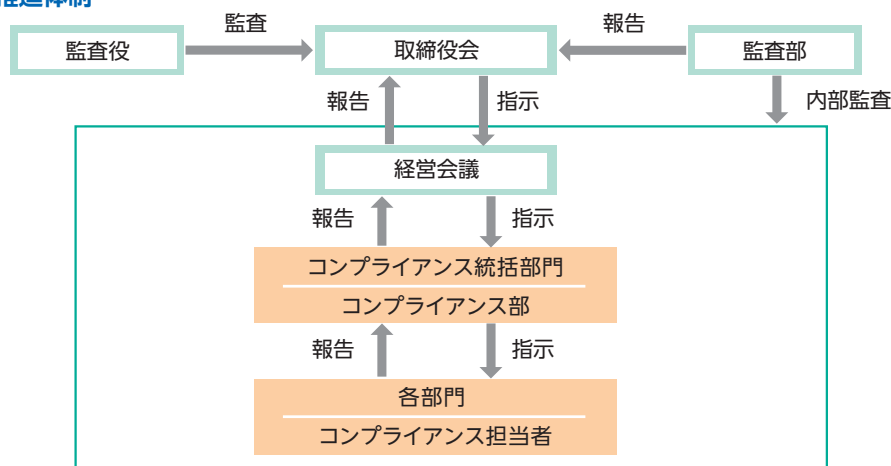
■ コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、e-ラーニング研修を含む全社員研修、新入社員研修を実施するほか、業務特性に応じた各部門内での研修などを実施することで、コンプライアンスに関する周知・浸透を図っています。

■ 通報制度

コンプライアンス上の問題が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、問題の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は全社的なコンプライアンスを確保するための重要な施策と位置づけられており、社内および社外に通報者の匿名性やプライバシーが確保された通報窓口を設置して、制度の実効性確保を図っています。

コンプライアンス推進体制



インサイダー情報の取扱い

ソニー損保は、ソニーフィナンシャルグループで定める「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引防止基本方針」を遵守し、未公開の重要な情報の漏えいを防止しています。

ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引防止基本方針(概要)

ソニーフィナンシャルグループ各社(以下、「当グループ各社」)は、当グループ各社の役員および従業員による、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社、ソニー株式会社その他のソニーグループ各社および当グループ各社の取引先等のうち、上場会社等の株式等の売買等に関する社内規則を定め、これらの社内規則およびインサイダー取引防止関連法令等を遵守します。

当グループ各社は、インサイダー取引の未然防止に資する態勢を構築するとともに、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社は金融持株会社として、当グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」をソニー損保でも採択し、対応態勢の整備に取組んでいます。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

利益相反管理方針

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

※本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、当社に、次の会社を加えた総称をいいます。

ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.およびソニーペイメントサービス株式会社

2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社における保険関連業務(損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務)に係るお客さまとします。

3. 対象取引

当社は、次の各号に掲げる取引(以下「対象取引」という。)によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを

優先する取引

- ②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引
- ③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引
- ④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

4. 利益相反管理体制

(1)体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者(以下「利益相反管理統括責任者」という。)を定め、当社における利益相反管理態勢を整備します。

(2)措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

- ①利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- ④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

(3)記録

利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関する事項を適切に記録し、保存するものとします。